

建築士法施行規則が改正され、平成 19 年 12 月 20 日から建築士事務所の標識の記載事項に「登録の有効期間」が追加されました。

第 7 号書式（第 22 条関係）

建 築 士 事 務 所 名 称		25cm 以上
登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 石川県知事登録第 号	
開 設 者	法人名 代表取締役又は取締役等 氏 名	
管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 氏 名 木造	
登 録 の 有 効 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	

40cm 以上

（参考条文）

○建築士法

（標識の掲示）

第 24 条の 5 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見やすい場所に国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

（罰則）

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～九 （略）

十 第 24 条 5 の規定に違反して、標識を掲げなかった者

○建築士法施行規則

（標識の書式）

第 22 条 法第 24 条の 5 の規定により建築士事務所の開設者が掲げる標識は、第 7 号書式によるものとする。